

ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 徳島県立鳴門渦潮高校食育推進委員会設置要項要綱第6条に基づき、事項をより実務的に審議するために、次の2つの分野で、ワーキンググループを設置する。

(1) 食育事業推進

(2) 教材作成

(任務)

第2条各ワーキンググループは、それぞれの所掌分野について、調査・研究・検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

(組織)

第3条各ワーキンググループは、それぞれ10人以内をもって組織する。

2 各ワーキンググループに座長を置き、座長は推進委員委員長が指名する。

3 各ワーキンググループの班員は推進会議会長が委嘱する。

4 ワーキンググループ班員の任期は、平成29年2月28日までとする。

(会議)

第5条 ワーキンググループは、各座長が必要に応じて召集し、座長が議長を務める。

2 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する班員がその職務を代理する。

3 座長は、ワーキンググループを代表し、ワーキンググループの会務を統括する。

4 座長は 必要と認めるときは 班員以外の者を会議に出席させ 説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの庶務事務は、推進委員会事務局が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、推進 会議会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年6月15日 から施行する